

## 安中市道の駅基本計画策定業務委託仕様書

### 1 業務名

安中市道の駅基本計画策定業務

### 2 業務目的

安中市で初となる道の駅の整備に向けて、基本理念、導入機能及び規模などの計画条件を検討し、令和5年度に策定した基本構想をもとに、地域特性を生かし、競争力のある特徴的な道の駅とするための整備内容の検討を行い、基本計画を策定することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### 4 受託事業者の責務

(1)本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分理解し、本仕様書や安中市道の駅基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領のほか、関係法令及び適用基準等を遵守した上で業務を実施するものとする。

また、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な方法など、本業務の目的を達成するための業務を遂行するものとする。

(2)履行期間中に、安中市から整備イメージ(鳥観図等)や進捗などの報告を求められた場合、速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(3)本業務の全てを再委託してはならない。ただし、一部を再委託する場合は、予め安中市の承認を得ること。

(4)受託事業者は、安中市や地域住民、関係官公署等との協議や打合せを行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度、安中市に電子メールで報告すること。

(5)本業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

### 5 業務内容

(1) 市場調査、関係機関協議による計画条件の整理

#### ① 想定利用者のニーズ調査

安中市道の駅基本構想に示す想定利用者に対するニーズ調査を企画、実施し、導入機能、環境に対するニーズを把握する。

#### ② 民間事業者ヒアリングの実施

安中市道の駅基本構想を踏まえ、導入機能、環境の整備運営を行っている民間事業者に対するヒアリングを行い、基本構想の内容を具体化するための情報収集を行う。

③ 関係権利者、事業者等との協議支援

安中市道の駅基本構想を踏まえ、施設計画について計画条件を具体化するための協議に必要な資料作成、説明及び記録作成等の支援を行う。

ア 関係権利者

イ 交通事業者

ウ 道路等の公共施設管理者

エ 交通管理者

④ 計画条件の整理

上記の協議及びヒアリング結果より、基本計画策定にあたって前提とすべき計画条件を整理する。

ア 整備目的、基本理念

イ 上位関連計画

ウ 道の駅導入機能、規模及び環境

エ 道の駅で実施するイベント、地域活動等

オ 開発区域と道の駅事業の範囲

(2) 施設計画の検討・整理

① 空間形成コンセプト

道の駅がターゲットとする顧客層、ニーズに対応した機能、空間の配置の考え方を検討し、基本計画の枠組みとなる土地利用ゾーニング、動線軸を設定する。

② 道路計画

バスターミナル、駐車場、車路等の道路施設の配置や規模、線形を検討し、道路計画を作成する。

③ 公園緑地計画

公園、緑地、外構の配置や規模、機能を検討し、公園緑地計画を作成する。

④ 給排水施設計画

給水施設、排水施設及び調整地の配置、規模を検討し、給排水施設計画を作成する。

⑤ 土地造成計画

別途実施される現況測量成果をもとに、公共施設、建築敷地の整備に必要な土地の造成を検討し、道路計画、公園緑地計画、給排水施設計画と合わせて造成計画高を設定し、土地造成計画を作成する。

⑥ 建築計画

道の駅を構成する主要な建築物について、配置計画、平面計画、断面計画及び面積等を示す計画諸元表を作成する。

⑦ 動線計画

道路計画、建築計画を踏まえ、道の駅構内の自動車動線、搬入出動線及び歩行者

動線を検討し、動線計画を作成する。

⑧ 環境計画

環境に配慮した道の駅の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進等の環境計画を作成する。

⑨ 防災計画

災害時の応急対策活動として、群馬県緊急輸送道路ネットワークを構成する第二次防災拠点及び緊急避難場所等として活用方針を検討し、防災計画を作成する。

(3) 維持管理・運営計画の検討・整理

① 事業手法

道の駅の整備及び維持管理・運営を合理的かつ経済的に行う上で最適な官民連携事業方式及び民間事業者の選定方法を検討する。また、導入可能な国庫補助事業について調査し、補助金の導入可能性と効果を整理する。

② 事業区分

施設計画を踏まえ、民間事業者に維持管理・運営を委託する範囲、業務内容を検討する。

③ 維持管理計画

施設計画を踏まえ、施設、設備の計画的な維持管理に向けた管理区分及び実施体制を検討する。

④ 運営計画

利用者のニーズ、社会経済状況の変化に対応する継続的なマーケティングと施設運営の実施体制を検討する。

(4) 資金計画の検討・整理

① 事業費

施設計画を踏まえ、調査設計計画、用地費、補償費、工事費等の支出、交付金・補助金等の収入について概算事業費を算出する。なお、補償費については別途実施する補償物件調査の結果を参照して整理する。

② 長期事業収支

維持・管理運営計画を踏まえ、各年次の収入、支出による収支計画、資金繰りをシミュレーションし、事業の持続可能性を評価、課題を整理する。

(5) 工程計画の検討・整理

基本計画策定後の事業計画・設計等、事業実施、道の駅登録・オープンに向けた事業スケジュールを検討する。

(6) 安中市道の駅基本計画案の作成

(1)から(5)の検討結果をとりまとめ、安中市道の駅基本計画案を作成する。作成にあたり、デザインやレイアウトに配慮し、写真、イラスト及び表などを盛り込むほか、見やすい配色(カラーユニバーサルデザイン推奨のものなど)とし、文字はUD書体とするな

ど、読みやすいものとする。

(7) 整備検討委員会の運営支援等

① 検討委員会の運営支援

道の駅基本計画策定にあたって、検討委員会(5回程度)の資料作成や記録作成を行う。

② 道の駅整備にかかる関係権利者へのヒアリングの実施

道の駅整備について合意形成を図るべき関係権利者に対し基本計画について意見聴取を行う。

③ 関係機関への事前相談の実施

基本計画の検討にあたって協議すべき国、群馬県、交通管理者、交通事業者等の関係機関に対し基本計画について事前相談を行う。

(8) 次年度以降の検討課題の整理

次年度以降の基本・実施設計、施設計画、資金計画、管理運営計画の深度化、民間事業者の誘致に関する活動等を行うにあたって、その方向性や検討課題について整理する。

## 6 提出成果品

(1) 本業務に係る成果品は以下のとおりとする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ① 基本計画(A4)          | 1部  |
| ② 基本計画概要版(A4)       | 10部 |
| ③ 配置図(カラーA3)        | 10部 |
| ④ 業務報告書             | 1部  |
| ⑤ 整備イメージ図           | 10部 |
| ⑥ 策定の過程で収集したデータや資料等 | 一式  |
| ⑦ その他安中市が指示するもの     |     |

(2) 納品等の諸事項

- ① 成果物のうち、①から⑤までについては印刷製本したものと電子データの両方で提出するものとし、⑥については電子データでのみ提出するものとする。
- ② 使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- ③ 電子データで提出する成果品について、PDF形式のファイルとし、最新のウィルスチェックを行ったうえでCD-R又はDVD-Rに格納し、2部提出すること。
- ④ 基本計画等の成果物を作成する際の元となったデータについて、原則として以下のファイル形式にて提出すること。
  - ・文書、表、グラフ・・・Microsoft Office ソフトの形式
  - ・写真・・・JPEG 形式

・図面・・・DXF 及び JWW 形式

・その他・・・発注者が求める方式

(3) 著作権及び使用权について

基本計画等の成果物及び成果物を作成する際のもとのデータの著作権及び使用权は安中市に帰属するものとする。なお、本業務における成果物を安中市の許可なく他に公表、貸与または使用してはならない。

7 その他

- (1) 受託事業者は、業務の遂行上疑義が生じた場合には、安中市へ随時報告し相談することとする。
- (2) 受託事業者は、市が別途発注する道の駅に関連する業務を受託した事業者と、相互に連携し情報共有すること。
- (3) 成果品の提出後においても、明らかに受託事業者の責めに帰すべき理由による成果品の不良が認められた場合には、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。
- (4) 本仕様書に関し疑義が生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、安中市と受託事業者が協議を行うものとする。